

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人金沢大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	{	改正なし	}
理事	{	改正なし	
理事(非常勤)	{	改正なし	
監事	{	改正なし	
監事(非常勤)	{	改正なし	

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,004	千円 13,620	千円 4,975	千円 408 (地域手当)			
A理事	千円 14,080	千円 10,056	千円 3,673	千円 301 (地域手当) 49 (通勤手当)		3/31	
B理事	千円 14,055	千円 10,056	千円 3,673	千円 301 (地域手当) 24 (通勤手当)			
C理事	千円 14,080	千円 10,056	千円 3,673	千円 301 (地域手当) 49 (通勤手当)		3/31	
D理事	千円 14,055	千円 10,056	千円 3,673	千円 301 (地域手当) 24 (通勤手当)			
E理事	千円 12,632	千円 8,688	千円 3,199	千円 347 (地域手当) 49 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)		3/30	◇
F理事 (非常勤)	千円 2,397	千円 2,328	千円	千円 69 (地域手当)		3/31	
A監事	千円 12,170	千円 8,688	千円 3,173	千円 260 (地域手当) 48 (通勤手当)		3/31	
B監事 (非常勤)	千円 2,076	千円 2,016	千円	千円 60 (地域手当)			

注1:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
 注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に勤務する役員に支給しているものである。
 注3:「前職」欄の「◇」は役員出向者を示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定された当初予算の範囲内で運用する。〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔国家公務員，独立行政法人及び他の国立大学法人の給与水準を考慮する。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔人件費の範囲内で，勤務成績により勤勉手当(6月，12月)における支給割合の増減を行うほか，昇給の区分(号給数)を決定する。〕

〔能率，勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に，基準日以前6ヶ月間の職員の勤務成績に応じた成績率によって勤勉手当を支給する。
昇格・降格	昇格: その職務の級について定められた必要在級年数又は最短昇格期間を超える経験年数を有する職員について，その職員の勤務成績等に基づき選考により1級上位の職務の級に昇格させることができる。 降格: 勤務実績がよくない場合，下位の職務の級に降格することがある。
昇給	昇給日前1年間の勤務成績に基づき決定される昇給の区分に応じた号給数を昇給させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

〔平成22年人事院勧告を参考にして，以下の改定を行った。
・平成23年4月1日現在43歳未満の職員のうち，平成22年1月1日に昇給した職員及びこれに準ずる職員は，平成23年4月1日における号給を1号給上位に調整。〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 2,087	歳 42.5	千円 6,482	千円 4,848	千円 56	千円 1,634
事務・技術	人 416	歳 41.0	千円 5,270	千円 3,992	千円 68	千円 1,278
教育職種 (大学教員)	人 915	歳 48.5	千円 8,384	千円 6,210	千円 64	千円 2,174
医療職種 (病院看護師)	人 531	歳 34.2	千円 4,521	千円 3,423	千円 34	千円 1,098
技能・労務職種	人 9	歳 49.4	千円 5,070	千円 3,845	千円 63	千円 1,225
教育職種 (附属高校教員)	人 47	歳 45.3	千円 7,066	千円 5,347	千円 48	千円 1,719
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 43	歳 43.7	千円 6,731	千円 5,103	千円 55	千円 1,628
医療職種 (病院医療技術職員)	人 126	歳 37.1	千円 4,737	千円 3,582	千円 52	千円 1,155

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	44.2	7,046	5,272	30	1,774
教育職種 (特任教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	44.2	7,046	5,272	30	1,774

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	62.8	3,743	3,196	76	547
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	62.8	3,787	3,244	100	543
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	62.5	3,802	3,215	18	587
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	-	-	-	-	-

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	89	38.5	3,374	2,838	75	536
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	26	48.3	3,410	2,588	134	822
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	26	38.0	4,081	3,107	51	974
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	36	31.1	2,817	2,817	48	0
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	-	-	-	-	-

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、実験助手等を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「教育職種(特任教員)」とは、研究・教育及び診療活動の活性化、高度化を図るために特別に雇用する者を示す。

注6:在外職員については該当者がいないため、表を省略した。

注7:以下の職種については該当者がいないため、表を省略した。

常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」

任期付職員のうち「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」

再任用職員のうち「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」

非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」

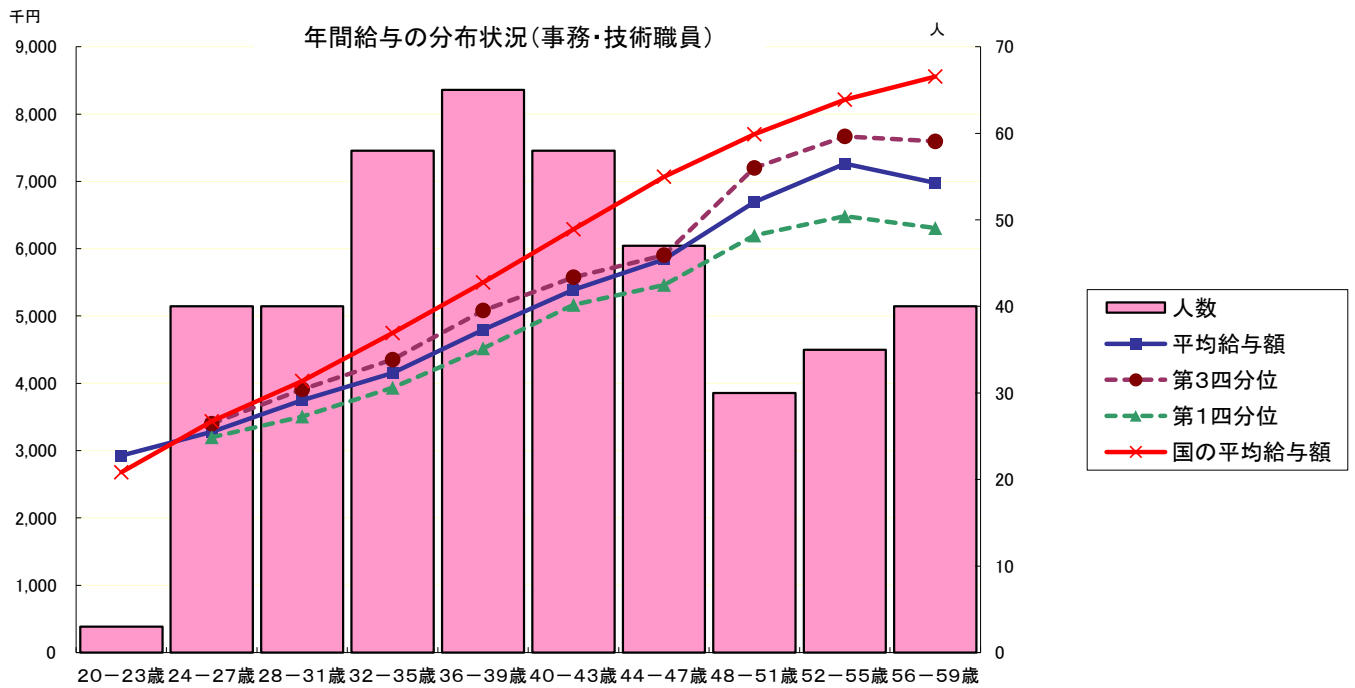
注8:再任用職員及び非常勤職員のうち「技能・労務職種」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	39.0	7,899	7,899	0	0
教育職種 (特任教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	39.0	7,899	7,899	0	0

注1:在外職員、再任用職員、非常勤職員及び任期付職員のうち「教育職種(特任教員)」以外の職種については該当者がいないため、表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。〕



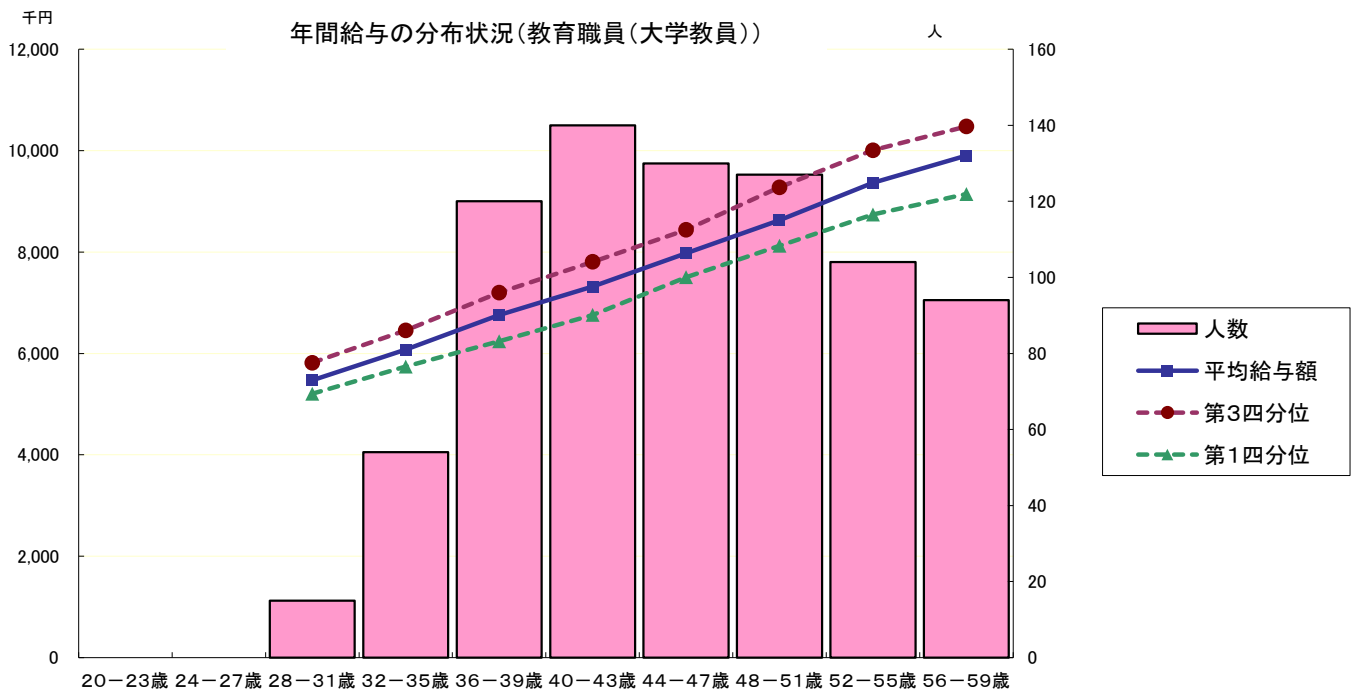
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

注2:年齢階層20～23歳の該当者は3人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	7	56.8	7,724	9,047	9,968		
課長	22	54.0	7,462	7,881	7,919		
課長補佐	39	53.0	6,877	7,089	7,316		
係長	128	46.1	5,447	5,746	5,945		
主任	114	38.3	4,227	4,695	5,015		
係員	106	29.5	3,297	3,585	3,874		

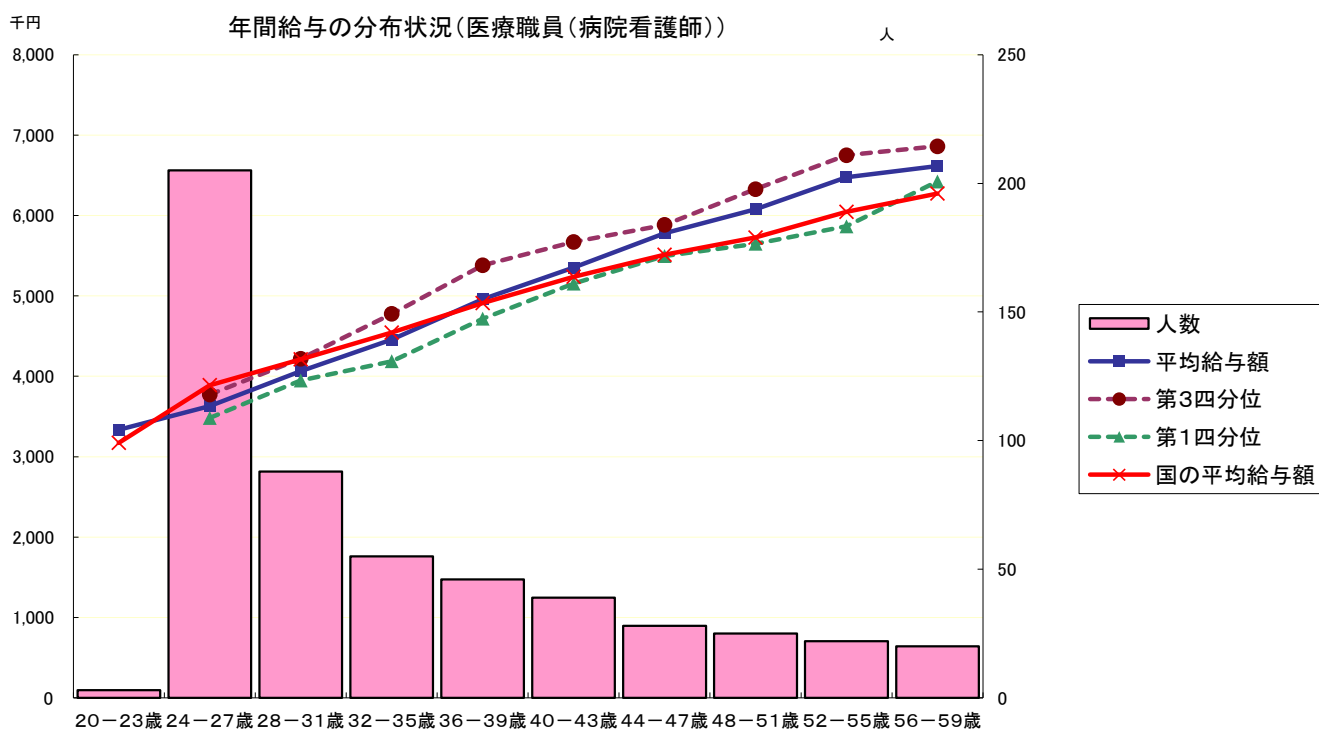
注:「課長」には, 課長相当職である「室長」及び「次長」を含む。
本法人は「課長補佐」相当職として「副課長」, 「副室長」及び「専門員」を置いている。



注: 年齢階層20～23歳及び24～27歳については, 該当者はいない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	384	55.5	9,207	9,836	10,442
准教授	256	45.3	7,356	7,789	8,351
講師	66	45.5	7,398	7,626	8,059
助教	204	40.4	5,996	6,404	6,790
助手	5	51.5	6,165	6,392	6,675



注:年齢階層20～23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	55.8	-	-	7,627	-	-
看護師長	33	50.1	6,228	6,228	6,432	6,749	6,749
副看護師長	71	44.4	5,353	5,353	5,720	6,199	6,199
看護師	423	31.0	3,595	3,595	4,094	4,371	4,371

注:看護部長は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、第1・第3分位及び平均額を記載していない。また、副看護部長は該当者が3人のため、同様に、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長
人員 (割合)	416	46 (11.1%)	95 (22.8%)	181 (43.5%)	57 (13.7%)	26 (6.3%)
年齢(最高～最低)		38～22	46～27	59～35	58～46	59～39
所定内給与年額(最高～最低)		2,763～1,888	3,700～2,488	4,756～3,004	6,002～4,453	6,135～4,788
年間給与額(最高～最低)		3,560～2,495	4,898～3,297	6,296～4,013	7,767～6,087	7,992～6,493

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	7 (1.7%)	3 (0.7%)	1 (0.2%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)	59～45	58～53	-	-	-
所定内給与年額(最高～最低)	7,428～5,763	7,532～6,827	-	-	-
年間給与額(最高～最低)	9,592～7,548	9,968～9,075	-	-	-

注:8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	915	該当者なし	209 (22.8%)	70 (7.7%)	253 (27.7%)	383 (41.9%)
年齢(最高～最低)		-	64～29	64～30	64～32	64～40
所定内給与年額(最高～最低)		-	5,788～3,379	6,752～3,921	7,109～4,375	9,347～5,341
年間給与額(最高～最低)		-	7,590～4,383	8,868～5,212	9,430～5,912	12,851～7,259

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	531人	該当者なし	422人 (79.5%)	72人 (13.6%)	33人 (6.2%)	3人 (0.6%)
年齢(最高 ～最低)		-歳	57～22歳	59～30歳	59～36歳	59～51歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		-千円	4,530～2,416千円	5,242～3,257千円	5,909～4,070千円	5,882～5,670千円
年間給与 額(最高～ 最低)		-千円	6,210～3,192千円	6,919～4,200千円	7,817～5,379千円	7,807～7,438千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	該当者なし	1人 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)	-歳	-歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	-千円	-千円
年間給与 額(最高～ 最低)	-千円	-千円

注:7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.7	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 33.3	% 34.8
	最高～最低	% 49.8～32.4	% 41.8～29.9	% 45.8～31.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.3	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 32.7	% 34.1
	最高～最低	% 43.2～31.6	% 40.3～29.2	% 41.7～30.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 65.0	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.8	% 35.0	% 36.3
	最高～最低	% 49.4～33.0	% 45.9～30.5	% 45.4～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.4	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.6	% 34.0
	最高～最低	% 43.2～31.8	% 40.3～29.7	% 41.3～30.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.5	% 62.9	% 61.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.5	% 37.1	% 38.7
	最高～最低	% 53.6～33.8	% 46.3～31.9	% 50.0～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 66.5	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 33.5	% 34.8
	最高～最低	% 43.2～31.5	% 40.3～29.9	% 37.7～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.6

対他の国立大学法人等

98.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

98.7

対他の国立大学法人等

99.0

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	86.6	
	参考	地域勘案	93.3
		学歴勘案	86.6
		地域・学歴勘案	93.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.1% (国からの財政支出額 19,571百万円, 支出予算の総額 51,255百万円:平成23年度予算)		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0 円(平成22年度決算)		
	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成23年度の対国家公務員の比較指数は86.6となっており、給与水準は適切に確保されている。		
講ずる措置	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	98.7	
	参考	地域勘案	98.4
		学歴勘案	96.8
		地域・学歴勘案	100.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.1% (国からの財政支出額 19,571百万円, 支出予算の総額 51,255百万円:平成23年度予算)		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0 円(平成22年度決算)		
	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成23年度の対国家公務員の比較指数は98.7となっており、給与水準は適切に確保されている。		
講ずる措置	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
給与, 報酬等支給総額 (A)	千円 14,942,050	千円 14,927,592	千円 14,458	(%) (0.1)	千円 14,458	(%) (0.1)
退職手当支給額 (B)	千円 1,208,727	千円 1,351,001	千円 △ 142,274	(%) (△ 10.5)	千円 △ 142,274	(%) (△ 10.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,446,263	千円 4,994,549	千円 451,714	(%) (9.0)	千円 451,714	(%) (9.0)
福利厚生費 (D)	千円 2,571,375	千円 2,400,002	千円 171,373	(%) (7.1)	千円 171,373	(%) (7.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 24,168,415	千円 23,673,144	千円 495,271	(%) (2.1)	千円 495,271	(%) (2.1)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 「給与, 報酬等支給総額」, 「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1) 「給与, 報酬等支給総額」(前年度比0.1%)

昇給, 昇格及び平成23年4月1日における号給調整のため, 0.1%の増額となった。

(2) 「最広義人件費」(前年度比2.1%)

7対1看護基準に対応するための看護師の増員及び外部資金等により雇用される教職員数の増加に伴い, 「非常勤役職員等給与」が9.0%増額し, 法定福利の保険料率の上昇により福利厚生費が7.1%増額したことにより, 最広義人件費が2.1%の増額となった。

② 人件費削減の取組の状況

(1) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき, 平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に, 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき, 国家公務員の改革を踏まえ, 人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 中期計画において設定した削減目標, 国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき, 国家公務員に準じた人件費改革に取り組み, 平成18年度からの5年間において, △5%以上の人件費削減を行う。更に, 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき, 国家公務員の改革を踏まえ, 人件費改革を平成23年度まで継続する。

(3) 人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与, 報酬等支給総額 (千円)	17,061,418	16,356,268	16,270,222	15,833,430	15,302,255	14,927,592	14,942,050
人件費削減率 (%)		△ 4.1	△ 4.6	△ 7.2	△ 10.3	△ 12.5	△ 12.4
人件費削減率(補正值)(%)		△ 4.1	△ 5.3	△ 7.9	△ 8.6	△ 9.3	△ 9.0

注1 「人件費削減率(補正值)」とは, 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり, 平成18年, 平成19年, 平成20年, 平成21年, 平成22年, 平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%, 0.7%, 0%, ▲2.4%, ▲1.5%, ▲0.23%である。

注2 基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給総額は, 法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し, 平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに係る本学の対応状況は下記のとおり。

- ・役員については, 平成24年7月から実施。
- ・職員については, 平成24年7月から実施。